

(新)

別表第1 (第3条関係)

補助対象経費	補助基準額	補助率
1 保育士修学資金等貸付事業に必要な貸付原資	<p>1 保育士修学資金貸付事業</p> <p>①基本額 1人当たり月額50,000円以内</p> <p>②加算額 上記①の額に、次の額を加算することができる。</p> <p>ア 入学準備金(貸付初回時) 1人当たり200,000円以内</p> <p>イ 就職準備金(卒業時) 1人当たり200,000円以内</p> <p>ウ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者に係る加算金 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</p> <p><u>③就職準備金</u> <u>養成施設に在学する者であって、月額の貸付を受けていない者に対して最終学年の開始時に貸付けるもの</u> <u>1人当たり200,000円以内</u></p> <p>2 保育補助者雇上費貸付事業</p> <p>①基本額 1か所当たり年額2,953,000円以内</p> <p>②加算額 2名以上の保育補助者を雇う場合 1か所当たり年額2,215,000円以内</p> <p>3 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業 未就学児の保育料の1/2 ただし、上限 月額27,000円</p> <p>4 就職準備金貸付事業</p> <p>①基本額 1人当たり200,000円以内</p> <p>②加算額 国が別に定める基準に該当する場合 1人当たり200,000円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2 ※ ただし、年額123,000円以内</p>	定額 (※)

(旧)

別表第1 (第3条関係)

補助対象経費	補助基準額	補助率
1 保育士修学資金等貸付事業に必要な貸付原資	<p>1 保育士修学資金貸付事業</p> <p>①基本額 1人当たり月額 50,000 円以内</p> <p>②加算額 上記①の額に、次の額を加算することができる。</p> <p>ア 入学準備金(貸付初回時) 1人当たり 200,000 円以内</p> <p>イ 就職準備金(卒業時) 1人当たり 200,000 円以内</p> <p>ウ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者に係る加算金 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 保育補助者雇上費貸付事業</p> <p>①基本額 1か所当たり年額 2,953,000 円以内</p> <p>②加算額 2名以上の保育補助者を雇う場合 1か所当たり年額 2,215,000 円以内</p> <p>3 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業 未就学児の保育料の1/2 ただし、上限 月額 27,000 円</p> <p>4 就職準備金貸付事業</p> <p>①基本額 1人当たり 200,000 円以内</p> <p>②加算額 国が別に定める基準に該当する場合 1人当たり 200,000 円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業 業利用料金の一部貸付事業 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2 ※ ただし、年額123,000 円以内</p>	定額 (※)

<p>2 上記1の事業実施に必要な事務費 (人件費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料、備品購入費等)</p>	<p>(1) 基本額 <u>12,376,000 円</u></p>	
------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	--

(※) 補助金額は、上記補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。

<p>2 上記1の事業実施に必要な事務費 （人件費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料、備品購入費等）</p>	<p>（1）基本額 <u>9,833,320 円</u></p>	
-----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------	--

（※）補助金額は、上記補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。